



償却資産にかかる固定資産税

個人事業主や法人の経営者の皆様にとって、1月は法定調書合計表や給与支払報告書といった複数の役所関係書類がある大変な時期です。そんな1月末を期限とする手続の一つに、償却資産の申告があります。

本稿が掲載される頃には既に今年度の申告は無事に完了されているかと存じますが、今回は償却資産に関する税金、いわゆる償却資産税と、その申告手続について振り返ってまとめてみたいと思います。

1. 償却資産税とは

(1) 償却資産税という税目は存在しない

いきなりですが、実は償却資産税という税目は厳密には存在しません。一般に償却資産税とよばれる税金は、実際は皆様もよくご存じの「固定資産税」に属します。

固定資産税というどうしても土地や家屋に対してかかるイメージがありますが、実際には①土地、②家屋、そして③償却資産に対して課税されます。このうち、③償却資産にかかる固定資産税が、俗に「償却資産税」という呼称で定着しているのです。

(2) 償却資産の申告手続

償却資産税は賦課課税方式、すなわち役所側が税額を計算する税金です。そのため、法人税や所得税のように事業主側が税額まで計算して申告する必要はありません。納税は、あとで役所から送付されてきた納税通知書により行います（なお、免税点は150万円、税率は原則として1.4%です）。

その税額計算の基礎として、事業主は、毎年1月1日時点で所有する償却資産の状況を、その資産が所在する市区町村（東京23区内の場合は所轄の都税事務所）へ、1月末までに所定の申告書に記載して提出しなければなりません。一年の間に購入や売却などの資産の増減があった場合には、その異動も併せて申告します（蛇足ながら、固定資産税の基準日が1月1日なのは、一年で最も資産の異動が少ない日を選んだためと言われています。確かに実務上、あえて元日を契約日とする例は少ないかもしれません）。

なお、申告の対象となるのはあくまで償却資産のみです。その年に例えば家屋の購入や売却があったとしても、その異動の状況までわざわざ申告する必要はありません。

(3) なぜ、償却資産だけ申告を？

既述の通り、固定資産税は①土地、②家屋、そして③償却資産に対して課税されます。このうち①土地と②家屋については、購入や売却の際、当然に法務局で登記を行います。役所側はその登記された情報に基づいて税額計算すればいいので、事業主側が購入や売却したことを申告する必要がないのです（念のため補足しますと、「固定資産税に関する」申告は不要ということです。当然ですが、個人の方が土地や家屋を売却した場合の所得税の譲渡所得は必ず確定申告をお願いします！）。

一方で、③償却資産については事業主側がいちいち登記をいしません。そのため、そのままでは購入等の事実が役所側に把握されず、適正な課税が行われなくなってしまいます。そこで、事業主側が購入等の状況を申告する必要があるのです。

【小括】 償却資産税とは、実は固定資産税です。ただし、同じ固定資産税がかかる土地・家屋と異なり、償却資産の購入や売却は申告が必要となりますので注意しましょう！

2. 償却資産とは

償却資産税の計算の基礎とするため、事業主側は毎年の申告が必要であることを確認しました。では、その申告しなければならない償却資産とは具体的に何なのでしょう。

(1) 償却資産の定義

償却資産の定義は、地方税法第341条第4号に定められています。そのままでは難解なので大幅にかみ砕いて要約しますと、「償却資産とは、減価償却を行う有形資産で事業の用に供することができるものをいう。ただし、いくつかの例外は除く」となります。つまり、業務に使用可能な状態の減価償却資産のほとんどが該当するということになります。具体例としては、製品の加工に使用する機械や在庫管理に使用するパソコン、更には報道機関が取材に使用するヘリコプターといった高額な資産まで含まれます。

ただし、減価償却を行う資産全てが必ずしも償却資産に該当するわけではありません。償却資産に該当するかの判断に注意が必要なお、いくつかの例外をみていきます。

(2) 償却資産に該当するか注意が必要なもの

① 建物

建物は確かに減価償却を行う資産です。しかし既述の通り、建物は家屋として既に固定資産税の課税対象となっています。このうえ償却資産にまで含まれては、建物は家屋と償却資産として固定資産税が二重課税されてしまいます。これではあまりに無体なので、建物は償却資産から除外されている、と考えられます。

ただし、建物に取り付けた看板や賃借人による内装工事等は「構築物」や「建物付属設備」として償却資産税の対象となることが十分に考えられますのでご注意ください。

② 自動車や軽自動車

自動車や軽自動車も、まぎれもなく減価償却を行う資産です。しかし、その所有に対しては、皆様もご存じの通り自動車税・軽自動車税という税金が既に課税されています。そこで、二重課税を避けるため償却資産から除外されている、と考えられます。

ただし、大型特殊自動車は自動車税が課税されず、償却資産税の対象となることが十分に考えられますのでご注意ください。

③ 少額減価償却資産及び一括償却資産

中小企業者等の特例である少額減価償却資産（取得価額30万円未満である減価償却資産）と、一括償却資産（取得価額10万円以上20万円未満である減価償却資産）とを選択できる資産については特に注意が必要です。少額減価償却資産は法人税（個人事業主の場合は所得税）の所得計算上は一度に取得価額の全額を経費にできますが、同時に償却資産税の課税対象となります。一方で一括償却資産は、一度に経費にできるのは取得価額の1/3ですが、償却資産税は課税を免れます。

そのため、いずれが有利かはケースにより異なります。両者を選ぶ場合、例えば法人が180,000円のパソコンを購入した場合は、法人税と償却資産税とを併せ考えたうえで有利な経理方法を検討する必要があります（※少額減価償却資産や一括償却資産の制度の詳細は、それ自体が一本の原稿となるレベルですので、今回は省略させていただきます）。

【小括】 償却資産は減価償却資産と似ていますが、必ずしもイコールではありません。内容を把握して、申告漏れや二重課税がないように注意しましょう！

3. まとめ

今回は、償却資産税に関するよもやま話をまとめてみました。償却資産は、その購入や売却等の状況を事業主が自ら申告する必要があり、（特に新規開業された事業主の方にとっては）見慣れぬ手続で戸惑われる場面もあるかと思いますが、また、法人税や所得税などと異なり税額まで自分で計算するわけではないので、とすれば印象が薄くなりがちです。

しかし「どうせ毎年やってないし、これまで何も言われてないからこのままでもいいや」……と軽く考えるのではなく、しっかりと毎年の期限までに適正な申告を行いましょう。わかりにくい箇所がありましたら税理士がお力になりますので、是非お気軽にご相談ください。